

(令和 7 年度)

住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等 機器の賃貸借に係る入札説明書

(内訳)

入札説明書

別紙 1 仕様書 機器の品名、数量及び設置場所

別紙 2 機器等の搬入・引渡し等の条件

別紙 3 賃貸借契約書(案)

留意事項

- ① 質問事項については、令和 7 年 5 月 7 日(水)午後 5 時までに市町村課行政班宛てに提出してください。質問事項がなければ、提出は不要です。
- ② 質問事項への回答については、令和 7 年 5 月 12 日(月)午後 5 時までに市町村課の入口及び県ホームページに掲示します。

<問合せ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県企画部市町村課行政班

担当者 小濱 ひらり

電話番号 098-866-2134

1 競争入札に付する事項

沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の賃貸借

(1) 契約方法

一般競争入札とする。

(2) 契約期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで。

本賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(3) 借り入れる機器の名称及び数量

機器等は、別紙1「仕様書 機器明細」に記載されたものとし、同等品の使用は認めないこととします。数量は、別紙1の数量欄に掲げる数とします。

(4) 搬入・引渡し等の条件

別紙2のとおり。

(5) 入札方法等

ア 入札金額は60か月の賃借料とします。

イ 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。

(6) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とします。

(7) 開札日時及び場所

令和7年5月20日（火） 午後2時 沖縄県南部合同庁舎4階第2会議室

2 競争入札に参加する者に必要な資格

沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（令和7年4月28日付け）により入札参加資格を有すると認められた者

3 入札保証金に関する事項

令和7年5月20日（火）午後2時までに入札金額の100分の5以上の金額を納付してください。ただし、次の（2）ア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(1) 入札保証金を納付する場合

- ア 入札保証金を納付する者は、債務者登録票（第2号様式）及び入札保証金納付書発行依頼書（第3号様式）を提出してください。
- イ 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる契約金額の100分の5以上とします。
- ウ 入札保証金は一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにしてください。
- エ 入札保証金の納付に当たっては、前述アにより沖縄県の発行する納付書を使用して金融機関で現金を納付し、領収書の写しを入札執行の日時までに提出してください。

(2) 入札保証金の免除を受ける場合

入札保証金の免除を受ける者は、入札保証金免除申請書（第4号様式）及び免除要件に該当することを証明する書類（以下ア又はイいずれかに該当する書類）を提出してください。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる書類を提出する場合。

4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行います。なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとします。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。
- (5) 最低制限価格は設定しません。

5 入札執行人及び立会人

沖縄県企画部市町村課職員

6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名 称 沖縄県企画部市町村課行政班

所在地 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 県庁 7 階

7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

8 その他

(1) 入札の無効

次の入札は、無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

ウ 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 入札書の表記金額を訂正した入札

カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

キ 入札条件に違反した入札

ク 連合その他不正の行為があった入札

ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付してください。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。